

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

## 公益社団法人 日本こども育成協議会

平成21年3月24日 作 成

平成21年2月24日 公証人認証

平成21年4月 1日 法人成立

平成30年5月28日 変更決議

令和元年 5月27日 変更決議

令和2年 6月 8日 変更決議

令和2年10月 5日 変更決議

令和3年 6月 3日 変更決議

令和4年 5月31日 変更決議

令和6年11月1日 公益社団法人に移行

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本こども育成協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する事業を行い、  
全ての子どもが愛情に満ちて育てられ、心身ともに豊かに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する事業の従事者に対する講座、  
セミナー、育成による専門的知識、技能等の向上に資する事業
- (2) 保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する調査、研究、資料収集、発信  
等の事業
- (3) 正会員が行うその他の事業及び会員相互の交流促進に関する事業
- (4) 前各号に掲げる事業のほかこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 前項に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般

社団・財団法人法」という。) 上の社員とする。

3 正会員は、保育事業、放課後児童健全育成事業などの子育て支援に関する事業に従事し、この法人の目的に賛同する団体又は個人であって、次条の規定により資格を取得した者とする。

4 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体又は個人であって、別に定める一般社団法人日本こども育成協議会賛助会員規程に基づき資格を取得した者とする。

(資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、一般社団法人日本こども育成協議会正会員規程(以下「正会員規程」という。)に基づき申し込みを行い、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、第3条に定める目的を達成するための費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員は、正会員規程に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき当該正会員を除名することができる。この場合、当該正会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を文書により通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えるものとする。

(1) この定款その他の規程に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(正会員の資格喪失)

第10条 前2条の定めによるほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき
- (2) 第7条に定める会費の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員の同意があったとき

(正会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員が、前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する正会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、正会員が資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項に定める総会をもって一般社団・財団法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 正会員の会費の額に関する事項
- (4) 役員の報酬等（報酬及びその職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の額
- (5) 定款の変更
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

- (8) 解散、公益目的取得財産の残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、次の各号については、この限りでない。

- (1) 総会において、その決議によって、役員が当該総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任する場合
- (2) 次条第3項第2号の規定により招集された総会において、その決議によって、この法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任する場合

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 理事会において開催する旨の決議がなされたとき
  - (2) 総正会員のうち、議決権を有する正会員の10分の1以上の者から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第1号による決議があったとき又は同項第2号による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及びその他法令で定める事項を記載した書面又は正会員の承諾を得て電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(定足数)

第16条 総会は、議決権を有する総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会での決議は、議決権を有する総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、第15条第3項により通知された事項について、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 正会員又は代理人は、書面により議決権を行使することができる。

2 前項に定める議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面を指定した期日までにこの法人に提出して行うものとする。

3 前条第1項又は本条第1項の定めによる議決権を行使した正会員については、第19条に定める決議に出席した正会員の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法に定める代表理事とする。

(役員を選任等)

第24条 会長は、理事会の決議により、理事の中から選定し、又は解職する。

2 監事は、この法人の理事又は使用人（以下「職員」という。）を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

5 役員に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、その旨を遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 会長が欠けた場合には、任期の満了又は会長の職を辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び職員に対してこの法人の事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、第36条に定める理事会招集権者に対し、理事会の招集を請求すること。

(5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員が欠けた場合又は一般社団・財団法人法若しくは定款で定める役員の定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第28条 役員に対して、報酬等を支払うことができる。

2 前項の報酬等の額は、総会の決議を経て、別に定める。

(取引の制限及び報告義務)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 自己又は第三者のために、この法人との取引をしようとするとき

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を監事に報告しなければならない。

3 理事はこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を報告しなければならない。

(役員のパ償責任)

第30条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の損害賠償責任は、総正会員の同意が無ければ免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、役員が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(相談役)

第31条 この法人に5名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(相談役のパ務)

第32条 相談役は、会長からの相談に応じ、参考意見を述べるることができる。

## 第6章 理事会

(設置及び構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、改廃
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 第26条第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき
- (4) 開催の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした役員が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定に基づき理事会開催の請求があったときは、当該請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

3 前条第3項第4号による場合は、当該役員が理事会を招集する。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

5 理事会を招集する者は、理事会開催日の1週間前までに、役員にその旨の通知を発しなければならない。

6 理事会を招集するときは、日時、場所、事案等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

7 前各項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前項の規定に関わらず、予め理事会の決議により指名した理事がいる場合は、当該理事が議長を務めることができる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 役員が、全ての役員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による会長報告は、省略する

ことができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が欠席したときは、出席した理事全員及び監事が記名押印するものとする。

3 議事録は、当該理事会開催日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 会長は、毎事業年度の開始日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は、毎年度事業開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 第1号、第2号及び第3号の附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時総会において承認を受けなければならない。

3 第1項第1号の事業報告については、その内容を定時総会に報告しなければならない。

4 定時総会終了後は、法令の定めるところにより、遅滞なく貸借対照表を公告するものとする。

5 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 役員の報酬等の支給基準を記載した書類

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

6 第1項各号及び前項各号に掲げる書類その他法令で定める書類については、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

7 書類の備え置き期間は、第1項第1号から第4号に掲げる書類及び監査報告については定時総会の日から2週間前日（一般社団・財団法人法第58条第1項による決議の省略があった場合は、当該総会の目的である事項の提案があった日）から5年間、第1項第5号及び第5項各号に掲げる書類については、毎事業年度経過後3か月以内に作成する日から5年間とし、この間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第3号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議による経理規程によるものとする。

3 この法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存するものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、第19条第2項第3号の規定に基づき変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、当該変更事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 公益認定法第13条第1項各号に掲げる事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等の届出)

第49条 この法人は、公益認定法第24条第1項各号に定める合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止するときは、法令に定めるところにより、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、

公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 業務執行補助機関

(部会及び委員会)

第53条 この法人の事業を円滑に推進するために必要があるときは、理事会の決議により、会長の職務執行を補助する機関として部会又は委員会を設置することができる。

2 部会又は委員会の長及び委員は、正会員及び学識者等の中から、理事会が任免する。

3 部会又は委員会の名称、構成、職務及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長については、理事会の承認を得て会長が任免し、事務局職員については、会長が任免し、理事会にその報告を行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

## 第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公 告

(公告)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 雑則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

当法人の設立時社員の氏名・住所は次のとおりである。

東京都多摩市関戸一丁目1番地の5 ザ・スクエアE-5

株式会社ウィズチャイルド 代表取締役 田 中 弘 美

東京都渋谷区代々木三丁目8番7号

株式会社フューチャーフロンティアーズ 代表取締役 入 道 修

東京都渋谷区渋谷一丁目14番14号

株式会社マミーズエンジェル 代表取締役 小 川 博

大阪市淀川区西宮原一丁目8番1号9階

株式会社モニカ 代表取締役 北 口 景 子

東京都小平市小川西町三丁目8番15号

株式会社M a r i a , c o . 代表取締役 財 満 洋 美

東京都目黒区目黒本町一丁目16番17号

株式会社アンジェリカ 代表取締役 萩 島 宏

東京都千代田区神田神保町二丁目30番地

株式会社小学館集英社プロダクション 代表取締役 八 木 正 男

東京都足立区南花畑一丁目2番6号 メゾンフルール202

中 正 雄 一

東京都足立区谷中四丁目16番3号

有限会社TKメセナ 代表取締役 根 本 俊 昭

東京都足立区入谷八丁目14番5号 廣 島 清 次

東京都杉並区南荻窪四丁目21番9号

株式会社ニリア・バニー 代表取締役 細 川 眞紀子

東京都港区芝五丁目14番1号

株式会社ネス・コーポレーション 代表取締役 堀 雅 晴

東京都羽村市小作台一丁目6番地32

株式会社みらい 代表取締役 松 尾 紀 子

東京都西多摩郡日の出町大字大久野6705番地2 溝 口 義 朗

東京都青梅市新町八丁目3番地の8

有限会社多摩エンゼル 取締役 志 村 ウタ子

京都府向日市物集女町森ノ下1番1

社会福祉法人アスクこども育成会 理事 山 口 洋

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番5号

株式会社コミュニティハウス 代表取締役 横 田 綾 子

東京都目黒区柿の木坂一丁目30番7号

株式会社アソシエ・インターナショナル 代表取締役 和 田 恵里子

当法人の最初の役員は下記の者とする。

設立時理事 田 中 弘 美

設立時理事 入 道 修

設立時理事 小 川 博

設立時理事 北 口 景 子

設立時理事 財 満 洋 美

設立時理事 須 藤 義 一

設立時理事 中 尾 亮 資

設立時理事 中 正 雄 一

設立時理事 根 本 俊 昭

設立時理事 廣 嶋 清 次

設立時理事 細 川 眞紀子

設立時理事 堀 雅 晴

設立時理事 松 尾 紀 子

設立時理事 溝 口 義 朗

設立時理事 村 上 久美子

設立時理事 山 口 洋

設立時理事 横 田 綾 子

設立時理事 和 田 恵里子

設立時代表理事 東京都多摩市関戸一丁目1番地の5

ザ・スクエアB-1009

田 中 弘 美

設立時監事 宮 森 俊 樹

附則（平成30年5月28日 総会決議）

この定款は、総会決議後から施行する。

附則（令和元年 5月27日 総会決議）

この定款は、総会決議後から施行する。

附 則（令和2年6月8日 総会決議）

この定款は、総会決議後から施行する。

附 則（令和2年10月5日）

この定款は、臨時総会決議後から施行する。

附 則（令和3年6月3日）

この定款は、総会決議後から施行し、令和4年度理事選挙から適用する。

附 則（令和4年5月31日）

この定款は、総会決議後から施行する。

附則（令和6年11月1日）

この定款は、令和6年11月1日から施行する。